

会議の名称	懲罰特別委員会	開催月日・令和8年3月26日 開会時間・午前・午後1時27分 閉会時間・午前・午後1時50分
出席者	野口 佳宏 豊島 保夫 南谷 清司 原 一郎 藤川 貴雄 南谷 佳寛 花村 隆 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 堀 隆和 山田 紘治	
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の互選について ・栗津議員に対する懲罰について 	

【開会＝午後 1 時 27 分】

議会事務局長

それでは初めての委員会でありますので、委員会条例により年長の豊島委員に臨時の委員長をお願いします。

豊島臨時委員長

それでは本日の委員会に、議員関係ですので、委員長において傍聴を許可いたします。また、会議録についても他の委員会と同様に公開いたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。それでは年長のゆえを持ちまして、私が臨時委員長の職を行いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。これより委員長選挙を行います。お諮りいたします。委員長選挙は指名推薦の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。お諮りいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

豊島臨時委員長

指名推薦でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

豊島臨時委員長

ご異議なしと認め、指名推薦の方法により行いたいと思っておりますが、指名の方法は私から指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

豊島臨時委員長

ご異議なしと認め、私から指名させていただきます。委員長に原一郎さんを指名したいと思っております。お諮りいたします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

豊島臨時委員長

ご異議が出ましたので再度委員長から指名を変更させていただきます。委員長に野口佳宏さんを指名します。ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

豊島臨時委員長

ご異議が出ました。それでは指名推薦を取りやめ、選挙とい

	<p>たします。選挙とすることでご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
豊島臨時委員長	<p>選挙といたします。それでは投票により委員長を決めることになりましたので、ただいま事務局から投票用紙を配付させます。</p> <p>〔投票用紙配付・投票用紙への記入〕</p>
豊島臨時委員長	<p>投票用紙への記入は終わりましたか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
豊島臨時委員長	<p>それでは投票箱を点検いたします。</p> <p>〔投票箱確認〕</p>
豊島臨時委員長	<p>それでは順次、投票用紙を自席で入れていただきます。</p> <p>〔各委員投票〕</p>
豊島臨時委員長	<p>投票漏れはありますか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
豊島臨時委員長	<p>それでは投票を終了します。開票を行います。立会人を南谷清司委員、原委員にお願いいたします。</p> <p>〔投票集計作業〕</p>
豊島臨時委員長	<p>投票結果を報告いたします。野口佳宏さん5票。原一郎さん2票。近藤伸二さん1票。野口佳宏さんが当選されました。それでは野口委員長、ご挨拶をお願いします。</p>
野口委員長	<p>お手数をおかけいたしましたけれども、よろしく願いいたします。</p> <p>これより副委員長選挙を行います。お諮りいたします。副委員長の選挙は指名推薦の方法により行いますか、それとも投票のいずれかにより行いますか。お諮りいたします。</p>

野口委員長	<p>〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕</p> <p>指名推薦の方法により行うことにご異議ありませんか。</p>
野口委員長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認め、指名推薦の方法により行いたいと思います。指名の方法は私から指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
野口委員長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認め、私から指名させていただきます。副委員長に豊島保夫さんを指名いたします。お諮りいたします。ただいまの指名にご異議ありませんか。</p>
野口委員長	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、豊島保夫さんが副委員長に当選されました。ただいま副委員長に当選されました豊島保夫さんから就任のご挨拶をお願いいたします。</p>
豊島副委員長	<p>委員長の補佐として慎重に審議していきますので、よろしくをお願いいたします。</p>
野口委員長	<p>ありがとうございます。ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。本日の審議事項は栗津議員に対する懲罰についてであります。ここで懲罰動議提案者から改めて提案理由の説明を願います。</p>
安藤議員	<p>議員栗津明君に懲罰を科せられたい。地方自治法第 135 条第 2 項及び羽島市議会会議規則第 159 条第 1 項の規定により動議を提出します。</p> <p>議員栗津明君は、令和 8 年 3 月 26 日の羽島市議会本会議において、議案の修正案を発議し、その発議に対する質問に対して、事前に連絡を受けた質問への回答を拒み、発議に対する説明責任を果たしませんでした。さらには、議長から回答するように促されたにもかかわらず、議長の議事進行に異を唱え、答弁を拒み、円滑なる議事進行を妨げたことは、議会の品位を貶める行為にほかなりません。</p> <p>これらの行為は、地方自治法第 132 条及び羽島市議会会議規</p>

	<p>則第 150 条（品位の尊重）に違反していると判断されることから、懲罰動議を提出します。</p> <p style="text-align: center;">〔粟津議員入室〕</p>
野口委員長	<p>次に粟津議員からの弁明を求めます。委員長からお願いしておきます。弁明については、提出されています動議に対して行っていただきますようお願いいたします。</p>
粟津議員	<p>質問が私の知能では理解できないということで、再度優しい質問に変えてくださいとお願いをしたのです。その後、議長が何か言われまして、そういう議長の言われたことに従ったという認識でおりますけれども。</p>
野口委員長	<p>ただいまの弁明に対する質疑等はございますでしょうか。</p>
藤川委員	<p>質問された内容については事前に連絡を受けていたと思います。その内容をご覧になられて難しいとお感じになられたとしたら、質問者に対して「これはどういう意味ですか」など、質問の趣旨や意図を確認することもできたのではないかと思います。それはなされたのでしょうか。お聞かせください。</p>
粟津議員	<p>私も初めての経験でございますので、議場で、もう一度皆さんの前で聞けばご理解いただけるものだと私は思っております。河崎議員が質問されていますし、藤川委員も質問されました。私も中身を見ただけで簡単に理解できましたが、安藤議員の質問は少し理解に苦しむということで、議場でもう一度聞いてそれから答えようというつもりでございましたので、その点をご理解を賜りたいと思います。</p>
藤川委員	<p>事前に連絡のあった質問の内容について、安藤議員の質問が難しかったということで、安藤議員に対して質問を確認されたことはなく、本会議で確認しようという意図があったということでよろしいでしょうか。</p>
粟津議員	<p>本会議で再度皆さんの前で聞けば誤解も招かないということで、本会議で聞かせていただきました。</p>
藤川委員	<p>本会議において、内容が難しかったということで、もっと優しい言葉で質問してほしいという思いでいらっしやっただと、先ほどの弁明の中でご説明をいただきましたけれども、もっと優</p>

	<p>しい言葉で説明をしてほしい、質問をしてほしいということは議場で発言されましたか。</p>
<p>粟津議員</p>	<p>優しいというか、再度分かりやすい説明をしてくださいということは言った記憶です。似たようなことを言いました。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>ほかにご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>
<p>野口委員長</p>	<p>質疑を終わりますので、粟津議員の退出を願います。</p> <p style="text-align: center;">〔粟津議員退室〕</p>
<p>野口委員長</p>	<p>これをずっとやっても本会議が進みませんので、継続審査とすることにご賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">〔挙手多数〕</p>
<p>野口委員長</p>	<p>賛成多数でございます。よって、継続審査とすることといたしました。以上で懲罰特別委員会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午後 1 時 50 分】</p>